

資本主義における土地所有

——「土地所有論」のための一草稿——

梅 垣 邦 胤

はじめに

「土地所有論」(資本主義における土地所有理論)を正面から経済学的対象として取り扱う研究は、ほとんど未開拓の分野に属する、といっても過言ではない。もちろん、日本において土地所有にかんする研究は皆無ではなく、例えば、戦前以来、いわゆる地代論論争の過程における土地所有へのさまざまな論及があり、また、経済史における各国資本主義の土地所有にかんする類型論的分析の成果が与えられている。

しかし前者については、そこでの土地所有は、ほとんど地代の経済学的説明の一環としての土地所有に限られており、後者にあつては、それ自体の立ち入った検討なしに、資本の運動にとって土地所有は「事実上存在しない」(『剰余価値学説史』)土地所有としての側面のみがつよくイメージされ、主としてイギリス三分割制と結びつけて、比較の基準として前提されてきたにとどまっている。

ところで、マルクスがその経済学研究の過程において、土地所有をいわゆる経済学プランのなかに「資本—土地所有—賃労働—国家—外国貿易—世界市場と恐慌」という六篇構成の一環に位置づけたことはよく知られている。またそれと関連して戦後において、現行『資本論』とくに第三部第六篇がプランにおける「資本」分析に含まれるのか、それとも「土地所

有」分析の内容をもつのか、について論争が行われたことも周知の通りである。いうまでもなく、この論争はまだ未解決であるが、さし当たり重要なのは、論争の帰結のいかんにかかわらずこの事実がすでに与えている一つの示唆である。すなわち、経済学において、土地所有は、資本一般に包摂される側面およびそこからはみだした、いわば「土地所有としての土地所有」の側面をも合わせたこの両者の総体においてはじめてとらえられるものとして（現行『資本論』がそのどこまでを叙述しているかはいま別として）位置づけられていたということである。

そのようなものとしての「土地所有論」は、どのような枠組と内容をもつものなのだろうか。その内容はともかく、さしあたってその枠組について手さぐりの素描をこころみること、これが本稿の直接的課題である。

そのために以下、まず戦前戦後における地代論研究のなかに与えられている正負両面の手がかりをさぐり（第一章）ついでマルクスの経済学研究の過程における土地所有論の位置づけの跡を想起し（第二章）最後にそれとのかかわりで現行『資本論』の土地所有にかんする論及から学びうることとその限界を見通すこととする。（第三章）

第一章 『資本論』（地代論）研究史における土地所有論

（一）戦前日本の地代論研究における土地所有論

二十世紀初頭ベーム・バベルクによりマルクス『資本論』には、第一巻価値論と第三巻生産価格論の間に矛盾があるとし、価値論から生産価格論への転化を論難し価値論を無意義ならしめるための攻撃がなされ、これに対してヒルファデングを中心としたマルクス陣営より反論があり、いわゆる「転型問題」として論争史上その成果をとどめている。

戦前日本における地代論論争は、上の「転型問題」をめぐる論争を前提し、その上にたつて『資本論』における価値・市場価値論と差額地代第一形態論との矛盾、すなわち差額地代（虚偽の社会的価値）と価値法則との

不可両立性をとく高田保馬（『マルクス経済学論評』改造社1934年）、二木保幾（「マルクスの価値法則における平均観察と限界観察との矛盾」『中央公論』1929年）らによるマルクス批判に端をはっている。論争の出発点におけるこの事実は、当然その後のマルクス経済学研究者の側からの反論およびマルクス理論の擁護の内容を規定し、価値法則と差額地代第一形態とをいかに統一的に把握するか、の問題に研究を集中させることとなった。

ここでは、そうしたものとしての地代論論争そのものの細部に立ちいることはさげねばならないが、マルクス経済学の側から出された主張は、ほぼ猪俣津南雄・向坂逸郎・山田勝次郎の三者の見解に代表させることができる。まず時期的に最も先行した猪俣の主張は、一方で、市場においてもし劣悪な生産条件をもつ商品が大量を占めるならば、その商品の個別的価値は市場価値に一致するとの『資本論』第三巻第十章の市場価値規定を援用し、他方農業では最劣等地生産物が大量を占めるとすることによって、市場価値法則と差額地代第一形態における価値法則の作用を統一的に理解しようとするものであった。（「誰がマルクスを矛盾させたか」1930年2月号）ついで向坂の見解では、土地所有者は「虚偽の社会的価値」である地代を、非農業生産物（価値物）と交換することによって地代を——交換を媒介として——価値物たらしめ、このことにより社会全体として価値法則が成立するものとした。（「マルクスの地代論」『改造』1930年12月号）

最後に、帝国主義戦争により研究自体が封殺されてゆく時代に、論争の竿尾をかざった山田の見解は、ソ連の経済学者リュビーモフの理論をふまえて、差額地代第一形態を相対的剰余価値論における特別剰余価値の一形態であり、したがって強められた労働としての価値物である、と説いた。——「地代論は如何に研究すべきか」『歴史科学』1934年5月号。

ところで、ここにおいて重要なのは、この論争において近代的土地所有はいかなる位置をしめるものとして分析されていたか、ということである。なぜなら、地代が「土地所有の経済的実現形態」（マルクス）であるかぎり地代分析には土地所有論がかかわってこざるをえないからである。以下

この視角から代表的と思われる見解を検討していこう。

地代論論争のなかで、土地所有を差額地代形成の積極的要因として位置づける見解を示したのは猪俣である。猪俣によれば、土地所有は農業における資本投下を制限・統制する権限をもち、資本投下の制限は農産物商品の供給を制限することによって、最劣等地商品に生産価格による販売を許すことになる。猪俣は以下のように書いている「農産物の供給は需要の恒常的増加に追従しえざることのために、即ち追加される新需要が多少とも、供給を超過せんとする傾向のために、かの理想的な決定点を超えて最劣等地の個別的な価値乃至生産価格そのものの高さにまで高まらざるをえない。ここにいう需要が供給を超過せんとする傾向とは、年の豊凶や景気の変動による一時的な需要の喰い違いを指すのではなく、社会の平均的需要を超過せんとする恒常的な——無論相対的な意味においてのその——傾向をさす。かかる傾向は、土地所有そのものが土地の自由な供給を妨げることから生ずる。いいかえれば、もしも地代を支払わなくてもよいならば、直に耕作されるであろうところの広大な面積の土地が存在するところから生ずる。」(猪俣前掲書、26ページ)。

以上猪俣にあっては、「農業生産物の供給独占」要因として土地所有が位置づけられ、それでもって差額地代の発生原因とされているのであって、これは地代論としてみるかぎりでは、あやまりである。なぜなら、後に見るように、差額地代は有限な土地の上での資本による土地経営の独占から生じ、土地所有そのものから発生するのではないからである。しかし他面では、本稿の課題である土地所有論の視点からすると、差額地代と土地所有を結びつけたあやまりを超えて、猪俣が農業における資本投下と蓄積の制限としての土地所有という土地所有論独自の所在について、一定の直感的な理解を示した点は、注目すべきことである。

次に、向坂の見解は猪俣とかなり対照的である。「土地に対する自然的性質は、競争に対して一つの抵抗を与える。かかる抵抗のために価値法則はこの生産部門において、必然的に本質的な偏異をうけざるをえない。

ここにおいても競争は同一なる市場価格を成立せしめる。だが調節的なる市場価格は、最劣等地の個別的生産価格である。土地の制限的なる性質は、需要を充たすために最劣等地の土地を絶対に必要とし、より以上の生産物の調達はより大なる価格を以てするにあらざれば不可能であるからである。」(向坂前掲書75ページ) すなわち向坂の理論は、差額地代の発生を、土地所有ではなく「土地に対する自然的性質」に結びつけている。このことばは若干不明瞭ではあるが、土地自然のもつ有限性を指すと解するかぎり、差額地代と土地との関係について猪俣の誤りを克服している。が同時に、ここでは土地所有は、もっぱら資本によって生産された地代を借地料として収取するだけの消極的要因として位置づけられることとなっている。これは問題が「地代論論争」の枠内で取り扱われていたかぎり当然の限界だったのであって、戦前地代論研究の成果の中では、この向坂の見解に代表されるように、土地所有は資本の運動法則の論証に服属した位置づけ以上のものは与えられていないといえることができる。

しかし戦前日本の地代論研究において、例外的に土地所有論そのものをとり出して分析を加えた研究がなかったわけではない。河上肇「地代論に関する共同戦線党の暴露」(『改造』1931年11月号)がそれである。この論文は「地主の地代は、他社会階級の生産物と交換されることにより価値物となる」という向坂理論を批判し、あたかも地主が剰余労働の搾取者であるかのようにあり、したがってまた封建的土地所有者の如くであると論断したものであるが、第五節資本主義社会における土地所有の役割の注において林要をも批判の対象にとりあげ、林の「土地所有=経済外的な力」論を批判し次のように述べている。「しかし私は、土地所所をもって‘一つの経済外的な力として作用するもの’であり、非資本主義的な要素であるという説には急に賛成し難い。土地所有は非資本的な要素であり、資本に対して一つの外的な力であるに相違ない。しかしそれは‘資本的な生産の仕方の不断の基礎’となっているものである。マルクスの説明するところによれば資本家的な生産の仕方が最初に見出した土地所有の形態は、

この生産の仕方に適合したものではなかった。だがそれはかかる生産の作用によって、次第に「資本家的な生産の仕方の要求に適合した経済的形態に転型され」「あらゆる伝来的な付属物を脱却することによって、純経済的な形態を与えられることになる」……近代的形態をもった土地所有者は不可避免的に資本主義社会の内部に包容されている。……それは非資本的な要素であるに相違ないが、しかし資本主義的な土地所有は、資本主義的な要素であって、非資本主義的な要素ではあるまい。」(前掲書70ページ)

河上にとっては資本主義における土地所有は、資本が「土地所有を資本主義に適したものに改造する」過程と、その過程の結果である「資本主義的生産の不断の基礎としての土地所有」という側面で把握されているのである。土地所有を資本主義の前提であるとともに結果であるとみたのは、たとえ論点を簡単に提示したにすぎないとはいえ、一つには資本主制生産の前提としての近代的土地所有の問題、いま一つには近代的土地所有へと改造される諸土地所有の問題という二つの点で土地所有の考察にとって貴重な示唆を残したものといえよう。

(二) 戦後日本の地代論研究——その中における土地所有の位置——

戦後日本における地代論研究は、1945—50年代にかけて戦前論争の整理を行い、(山田勝次郎『地代論論争批判』同友社1948年。鈴木鴻一郎『地代論論争』頸草書房1952年等参照)戦前論争においては残されていた分野である差額地代第二形態、絶対地代の領域にふみこんでゆく。そのなかで土地所有論は一つの解明すべき独自の分野として自らの姿をあらわしてくる。そこで以下若干の文献により検討を加えよう。1958年に、大内力『地代と土地所有』(東大出版)が出て、第六章に「地代と土地所有」というテーマがおかれた。大内はそこで「経済学の原理論のなかで、土地所有を、どのようなものとして想定するか、という問題は、マルクスが『資本論』や『剰余価値学説史』……で取り扱っている問題であり、ある意味では、マルクス経済学の通説が、すでに出来あがっている問題である」(20ペー

ジ)としながらも、特に土地国有に関し、それは資本主義の枠内でも実現可能であるとする周知のマルクスによる規定に疑問を呈し、この疑問を手がかりとして自からの土地所有論を展開する。以下大内の論説をたどってみよう。

すでに述べたように大内はマルクス・カウツキー・レーニンに至る「通説的」国有論を要約しそれを論難する。「通説」的土地所有論は以下のものである。すなわち、第一に資本主義における土地所有は資本にとって一つの負荷になり、資本の「自由」の制限要因である。したがって——資本の所有の神聖が犯されないかぎり——資本は土地の国有化を志向する。そして第二に地代論的に見れば土地が国有化された段階では、土地所有の直接的帰結としての絶対地代はもはや発生せず、資本の土地占有にもとづく地代、すなわち差額地代のみが存続する。これが「通説」である。大内は、次のように「通説」批判を試みている。——土地国有が、差額地代は存続させるが絶対地代は廃止するとすれば、第一に、優良地と劣等地において地代を生じる投資とそうでない投資とをまえて区別するという「不可能」なことを前提することになり、第二に、すべての未耕地が無償で貸し出されねばならないかぎり、土地と直接生産者の分離が保たれなくなる可能性が生じ、資本主義的階級関係そのものの否定になる。そして「通説」批判の後に、「通説」が誤りをおかした所以は、「資本主義と土地所有との関係……についての、かれらの理解のしかたの、不明確さに由来しているのではないかと考えられる」(218ページ)として自らの土地所有論を展開する。

その論点を要約すれば以下のものである。マルクスが差額地代、絶対地代を、土地所有を前提として説いたのは間違いである。「むしろ資本の運動法則自体が、土地の私的所有を必然的につくりださずにはおかないものであ……る。」なぜなら平等な平均利潤を要求する資本の運動法則が、農業では超過利潤の引き渡し相手としての土地所有を必要とするからである。つまり農業資本主義から生じた超過利潤(差額地代)が、土地所有をまず

つくり出し、最劣等地における地代が、最劣等地における土地所有をつくり出し、そこではじめて豊度の異なる統べての土地で土地所有がつくり出され、土地所有一般が成立する。このような、資本によってつくり出された土地所有が、資本に対して働きかけた成果が絶対地代である。したがって土地所有は、資本主義そのものが存続するかぎり廃絶しえないものであって、土地国有は資本主義のもとでは「名目的であり……私的の所有となんら異なるない。」(221ページ) すなわち大内にあるのは、近代的土地所有は、資本によって作り出されるという一面からだけ、しかもその一面も、自己の取り分を資本によって平均利潤を超える超過分に限定されるものとしてではなく、資本の必要から、その取得を要請されるが故に形成されそれ故資本の存在と不可分なものとして奇妙な転倒したかたちでとらえられている。ここでは、第一に、土地所有は資本にとってそれ以前の歴史的発展によって与えられた前提であること、地代形成が不可避だから土地所有が形成されるのではなく、地代はこの所与の土地所有の経済的実現形態であるということ、第二に、資本が諸土地所有を近代的土地所有に改造することによって、それを自己の前提(直接生産者の土地からの分離を通じての資本による社会的生産の支配)として措定するということと、その所有権を国家に引き渡すことは、互いに矛盾しない二つの別の事柄であること、国有は資本の全生産支配という同じ前提のうえでの発展の一定の時期に資本自身が要求する所有権の移転——土地の、資本にとってより自由な「共有財産」化——にすぎないことが理解されていない。

要するに大内にあるのは、土地所有は独自の「原理論」の枠内での「理論的必要」からするものとして現われているのである。

この理論に対して批判を加えたものに、宇野弘蔵「資本主義と土地所有」(『経済評論』1959年7月号)がある。宇野は、土地所有を資本がつくり出したものであるとした先の大内に対して、むしろ土地所有は、資本の原始的蓄積期以来の歴史過程の結果としてそもそも資本にとって「外部的に」与えられたものであり、そうしたものとして土地所有は資本に対して投資

の許諾権を行使するのであって、土地所有の資本に対する関係は大内とは逆である、としている。「資本主義の形成の基礎となる土地所有の確立は、単に‘資本の競争自体’で発生史的に‘論証’されるものといってよいであろうか。直接の生産者を土地から排除しながら、資本には自由に投資するということは、原理的論証としても成立しないであろう。」(111ページ) また同編『資本論研究 V』(筑摩書房、1966年、)では以下のように述べている。「原理論の基本的構成としては、このように土地所有は、資本に対して外部に前提されるのであって、資本自身の運動によって作り出される商業資本とか貸し付け資本とか銀行などの諸範疇とはその性格ないし意義を異にする。この点では、産業資本によって資本主義が確立する場合の基本的媒介項たる労働力商品と、その原理論に対する意義において似た性格をもつといてよいであろう。」(313ページ) 宇野の見解は、資本にとって土地所有は「前提されている」とみる点で、大内批判として一定の有効性をもっており、また資本投下の許諾権としての土地所有の権能の問題を示唆している点で積極的な意義をもっている。しかしながら他面では、資本主義における土地所有は、資本が土地所有に作用することによって資本に土地経営を許す土地所有という形態をつくり出す側面をもっているのである。ところが宇野にあっては、この過程は「自由な」「資本の競争」とは両立しない「外的」な歴史的過程としてとらえ、その結果としての土地所有もまた資本にとっての「外的」「前提」と考えられることとなっている。

大内・宇野の以上の理解とは明確に異なる立場で、資本主義における土地所有の法則的展開のいとぐちをさぐった論文として三上礼次「資本主義的農業の条件としての近代的土地所有——『資本論』における土地所有についての一考察——」(九州大学『経済学研究』第33巻第3号、1966年8月)をあげることができる。三上は土地所有を「社会的総資本の運動と蓄積にとって一定の役割を果たすか否か」にしぼって考察している。——第一に「資本主義的生産様式に相応した土地所有は、どういふものでなけれ

ばならないか、一言でいえば農業への資本投下を全く自由にする土地所有ということである」(35ページ)とし、1、地代が貨幣形態である、2、大面積土地所有である、3、土地所有にまわりつく身分関係が廃止されている、この3点において近代的土地所有は資本に農業土地経営を許す。第二に「近代的土地所有は、賃労働の前提である。その意味で資本主義的農業は、社会的総資本の運動に対して基本的な役割を果たす。」(37ページ)つまり資本の社会的生産支配の前提としての土地所有である。第三に「農業における資本主義は社会的分業の基礎である。」(37ページ)

ここで三上は、近代的土地所有の資本主義に対する関係を、自由な資本投下を保障する土地所有として、また全社会的規模での資本主義的生産の前提として、この二点において把握し、あとの点では戦前、河上肇にみられた同じ論点を指摘して、土地所有論の法則的展開に積極的な示唆を与えている。以上、1950—60年代に日本の地代論研究が生み出した土地所有にかんする諸論点である。

最後に、1970年代に著された田中菊次『経済学の生成と地代の論理』(未来社、1972年)をとりあげ検討を加えておきたい。戦前以来のわが国の『資本論』とりわけ地代論をめぐる研究史において、決して全面的統一的とは言えないが、土地所有論の少なくともいくつかの重要な側面が示唆され言及されてきたことはすでに見た。田中のこの著作はむしろ地代論にとどまらず地代論の延長線上に土地所有を見とおし法則的な把握を試みている所に今までの地代論と異なる点をもっている。田中の論点を簡単に要約するとこうである。——マルクスは土地所有・地代について二つの視角をもっていた。一つは、リカード＝マルクスの地代論、つまり地代論を価値論と統一的に把握する試みであり、他は、土地所有の法則的把握の試みである。この二つの視角は『経済学批判要綱』、『剰余価値学説史』、『資本論』では異なった位置づけが与えられている。すなわち『要綱』における資本一般と土地所有の並立、『学説史』における地代論への土地所有の収斂、『資本論』における地代論すなわち土地所有論という視点、以上である。

田中は自らの結論を次のように概括している。「『資本論』の地代論そのものについて、立ち入った検討をこころみた。そして、その理論的主内容は、資本の一般的分析の‘例証’としての地代論であり、その性格は甚だしく機械的かつ折中的なものであって、それによつては、ことの本質、すなわち、近代ブルジョア社会における地代あるいは土地所有あるいは土地所有者階級がいったい何であるのかの問題は、もともと、その射程内には入りえないゆえんの論定をこころみた。ところが現行『資本論』では、‘近代的土地所有’の分析がなされ、近代ブルジョア社会の土地所有者階級の存在の基礎をなす地代範疇が展開されて、『資本(論)』の最終篇では、いわゆるブルジョア社会の三大階級の存在の問題に及んでいる、といえるのである。われわれは、ここに、主題の混交——資本の一般的分析における地代論、あるいは、資本の一般的法則の‘例証’としての地代論、あるいは、われわれのいう‘原理論的地代論’と、資本と土地所有の問題、あるいは、近代ブルジョア社会における地代あるいは土地所有の存在問題としての地代論、あるいは、われわれのいう‘プラン論的地代論’との混交——を指摘しなければならないのである。」(390ページ)

ここでは、依然として地代論という限られた線上ではあるが、「プラン論的地代論」という従来の地代論になかった新分野にまで視界が拡大された点で、のちにふれるマルクスにおける土地所有論の枠組みをさぐる上で大きな示唆を与えてくれる。しかしこれを土地所有論の視点からみたときどのようなになるか。田中は、自らの土地所有論を、同書第四篇 経済学における地代論の内容と構成 で試みている。その章別構成は、第一章 所有の概念、第二章 資本と所有、第三章 資本と土地所有、となっており、第一章では、「所有あるいは財産の問題は、人間=社会の歴史とともに始まり、現在および将来の社会制度におけるもっとも根源的な課題である」(333ページ)として所有一般の考察からはじめ、第二章で、『資本論』の蓄積論により「マルクスは、これらの論述において、資本制生産あるいは近代資本主義社会の発生、発展、その没落による新たな社会形態への転

化の問題を、所有法則の転変において扱っている」(353ページ)として資本主義的所有を論じ、第三章で『要綱』に示されるプラン前半部分(資本一土地所有一賃労働)の説明によって、資本と土地所有を論じている。つまり田中は土地所有論を、直接には土地所有と関係のない抽象的な所有一般の理論から始めようとしているのであるが、この篇全体がごく短い叙述にとどまっている。「第四篇の展開には、今後、さらに新たな機会をまたなければならぬ」(1ページ)としているのでそれを待つ以外にはないのだが、所有一般から始める土地所有論が成功するか、若干の疑問はこのころ。

(三) 小 結

以上、日本の『資本論』とくに地代論研究史をふりかえりつつ、そこに内在する土地所有論にかんする諸契機をさぐりだすべく、若干の検討を行った。みられる通り、そこでは問題は基本的に、地代論の枠内で論じられ、土地所有論という課題の設定は、ほとんど見られなかった。後者はようやく戦後の三上・田中に至って模索されはじめたにすぎない。したがって諸論点は、それぞれの論者にとっては、相互に研究史的積み重ねの脈絡をもたないものであった。それでもそれらをたどってみると、すでにある程度指摘してきたように、やはり一定の示唆が残されている。

いま、それを小括すれば、第一に、地代論とくに差額地代論の論者たちにおいて、自然なものとして示されているのは、向坂に典型的にみられるように、土地所有なき地代論、いわばそのうらにあり、資本にたいして従属的・受動的な側面における近代的土地所有の把握である。土地所有のこの側面は、三上において明示的に表現されている。

第二に、資本から自立した権能としての土地所有であって、しいていえば猪俣、宇野らの見解に示されている。第三に、資本の基礎・前提としての近代的土地所有である。戦前、河上によってとり上げられ戦後三上の手で再説された。第四は、近代的土地所有の解明とかかわらせての前近代的土地所有の位置づけにまで視野を拡張しようとする観点である。これは、河

上によって最初に示唆されている。その際興味深いのは河上が、さきにもふれておいたように、前資本主義的土地所有を資本によって近代的土地所有へと改造される過程において位置づけ、日本資本主義における「封建的土地所有の問題」をも、方法的に「遺制」としてとらえる視角を暗示しているように思われる点である。例えば河上はこう書いている。「資本主義的地代の本質を明らかにすることは、資本主義社会における土地所有の役割（土地所有者と資本家および労働者との間における階級関係）を明らかにするゆえんであり、しかも人間の解剖は猿の解剖に向かって、一つの鍵を提供するものであるから、資本主義的土地所有（近代的土地所有）の役割を明らかにすることは、取りも直さず、現在の日本における農村の階級関係を分析するための（そこに封建的土地所有の遺制が残存するや否やの問題を究明するための）一つの前提となる。」（前掲論文65ページ）なおここで河上が、地代論—土地所有論を、資本主義社会における階級構成把握に奉仕するものとして強調している点は、きわめて自明のこのようでありながら、転型問題から出発した地代論研究にあって、ほとんど忘れ去られていたものであり、土地所有論に接近するときあらためて銘記しておかなければならない点である。さて、以上のような四点に概括できる研究史上の示唆はそれぞれがバラバラのものにとどまっている。これらは全体としての土地所有論においてどのような意味をもつものか、こういった問題を一方で念頭におきつつ、マルクスの原典における土地所有論の検討に入っていくことにしよう。

第二章 マルクス経済学批判体系における土地所有論

（一）はじめに

マルクスの経済学批判体系は、重商主義・重農主義・古典派経済学等にたいする緻密な猟渉、研究と批判にもとづいて創りあげられてきた。1840年代から80年代にかけてはほぼ40年を閲するマルクスの経済学研究と理論の

歴史をふりかえることにより、マルクスが土地所有について言及した箇所および論点をたどり、総体としての土地所有論、その範囲をさぐりだすこと、それが第二章での課題である。

まえもって言えば、マルクスの経済学にあっては、「資本」分析が主軸をしめ、「資本主義における土地所有」すなわち土地所有については、資本分析に服属する形で言及されているにすぎない。自明のことであるがこのような限界を一方で念頭におきながら概観をこころみたい。

『“資本論”書簡』(大月書店、1971年)の付録には、『資本論』略年表がおさめられており、マルクス自身の研究史を見る上で好都合な材料を与えている。それを参考として研究史をふりかえると、ほぼ次の三つの時期に区分される。

第一期(1844—53年)——経済学研究をはじめてから10年を包括する時期、科学的には未完成であり、後の超克をまつ段階であるが、またそれ故に資本主義の現実に対する、私有財産と貨幣の権力に対する直観的考察を鋭く行っているのが特徴である。土地所有もまたこの私有財産一般に含めてその一つとしてとらえられる。

第二期(1854—66年)——経済学体系が科学的根拠をもって構築されていく時期、マルクスは54年に過去の経済学ノートを再度取り出し新しく研究を開始し、その成果が『経済学批判要綱—1857—58年草稿』、『剰余価値学説史』としてあたえられている。『要綱』は、「資本」分析に加えるに、「資本」、「土地所有」、「賃労働」の相互関係が資本主義の現実、その実体的根拠をもって解明されており『資本論』の直接的スケッチをあたえている。『学説史』は、諸地代理論の克明な批判的考察を含んでいる。この期は『資本論』全三巻を含めたマルクスの経済学批判体系が創出されていく時期であり、「土地所有論」というテーマをすえてマルクスに接近していくに際しても一つの欠かすことができない中心的素材をなしている。

第三期(1867—83年)——『資本論』第一巻の出版および二・三巻の推奨が行われた時期、土地所有論に関しては、資料そのものが未だ与えられ

ておらず手紙等により間接的に判断する他ないのであるが各国の農業土地経営の実体研究が行われたであろう時期、以上が時期区分の概観である。

ところで、今までのとりわけ地代論研究に代表される土地所有論関係の研究史においては、上記三つの時期における第一期についてはほとんど省みられるということがなかった。例えば『哲学の貧困』については、リカード的地代論の誤りをそのまま踏襲しているという否定的評価をうけるのみであり、『経・哲手稿』にいたっては言及さえされていない。しかし、マルクスが土地所有について念頭においた内容につき再構成を行い土地所有論の枠組みを探りだすにあたってはこの期の検討も不可欠である。そこで、以下第一期のあらましを辿るところからはじめたい。

(二) 第一期 (1844—53年)

『経・哲手稿』では、第一草稿の(三)、地代でセーとスミスによって、土地所有と地代の問題を叙述している。第一に、地代については「地主たちの権利は、その起源を掠奪に発している」(岩波文庫、1954年、62ページ)と述べて「掠奪」の所産としての土地所有権、その直接的な実現として地代をとらえ、また地代の量は土地の位置・豊度・商業と交通の発展によって左右されるとし、総じて地代は土地所有の権利と資本主義(商業・交通手段)の発達、この両面より規定されるものとして把握している。第二に、資本主義における土地所有は、価格を持ち、貨幣表現をうけとるとし一つの重要な結論をひきだす。土地価格の成立により、土地所有の人格的権力が貨幣という物的権力に従属するようになり、大土地所有による——土地価格を媒介とした——小土地所有の集中、資本による土地支配をもたらす、と、「土地所有が、このように掛け値売りされること、土地所有が商品へと転化することは、古い貴族制の最終的崩壊であり、また貨幣貴族制の最終的完成である。」(同前、75—76ページ)土地がこのように「商品＝貨幣」となることは、土地所有者の運命を、貨幣と資本の運動＝競争に従わせ土地所有の流動化をもたらす。「こうして、土地所有はきわ

めて不安定になり、減少したり増大したり、転々と人手にわたるようになり、どのような法律もそれを前もって定められた少数の人の手中に保持することはできなくなる。」(同前, 81ページ)

みられる通り、ここにはすでに土地所有の資本への従属の問題がマルクスの視野に入っている。しかし、それはまだ、土地の商品化による貨幣所有者の手中への所有権の移転の次元でのみとらえるという限界をもっている。第三に、社会からの貢納の収得者としての土地所有者のもつ矛盾に目を向けている。それはまだ、資本主義における客観的矛盾を、私的利害と社会的利害の対立とのみ把握する立場からではあるが、そこでマルクスが土地所有の崩壊の契機をつかみだそうとしていることは重要である。「ところで、スミスは、地主が社会のすべての利益を収奪するということから、地主の利害は、つねに社会の利害と一致すると、結論しているが、それはばかげたことである。私有財産の支配下にある国民経済にあっては、高利貸が浪費者にたいしてもつ利害は、けっして浪費者の利害と一致しないのと同様に、ある個人が社会にたいしてもつ利害は、社会が彼にたいしてもつ利害とまさに反対の関係にたつのである。」(同前, 70—71ページ)

さて、『哲学の貧困』(1847年)では、第二章第四節 土地所有もしくは地代 が本稿のテーマに直接かかわる内容をふくんでいる。第一に、地代論については、リカードに依拠したプルードン批判が展開されている。そこでは、リカードの、価値=生産費の誤りをうけついでいるが、スミスに依拠していた『経・哲手稿』に比べて、労働あるいは価値との関連で地代を考察し、資本による農業経営から生じる地代を「農業に於いては、工業に於けるが如く、同程度の生産性ある生産用具——すなわち同じ豊度の土地——を任意に増すことが出来ない」(岩波文庫, 1950年, 178ページ)こと、すなわち土地自然の有限性、資本による土地経営の独占から説明しようとする考えを示して一步前進している。第二に、土地所有と資本との関係については、『経・哲手稿』にあって、もっぱら土地価格の成立から貨幣—資本の基礎上的土地所有権の流動化の次元でとり扱われていたの

が、ここでは農業の生産過程における資本経営の成立を決定的要因として重視するに至っている。すなわち、所有とは社会的・階級的關係によって決定されるのであって、資本主義における土地所有は「産業資本が土地に投下され」、「都市のブルジョアジーが田舎へ移植」されて、はじめて資本制生産と結びついた土地所有、資本に経営を許す土地所有という近代的形態をもった土地所有が形成される。つまり所有の内容を決定するのは生産様式であるとし、近代的土地所有も「ブルジョアの生産の条件に服している封建的所有である」（同前、178ページ）と規定している。

土地所有の資本への従属は、ここでは資本の運動法則への土地所有の従属として明確にとらえられている。マルクスの経済学研究の端緒にあたるこの時期に、土地所有論にかんするいくつかの重要な論点の考察に着手されはじめていたのであるが、それがマルクスの土地所有論の論議でもつ意味は、むしろ次の第二期における研究の展開の中で明らかとなる。

（三）第二期（1855—66年）

この時期は、1855年1月から2月にかけて「経済学の仕上げのため経済学ノートを通読」（前出、『“資本論”書簡』1, 387ページ）する作業を行った時点から66年2月に、エンゲルスにあて『資本論』草稿の完成を報告し「この呪われた本（『資本論』全三巻の草稿—引用者）はといえば、それはこうなっている。それは12月末にでき上がった。地代に関する論述、つまり最後から二番目の章だけでも、今の稿では、ほとんど一冊の本をなしている」（同上、371ページ）と書いた時点までのほぼ10年間である。

この時期は、マルクスの経済学研究において、最も実りおおい10年間であり、かれの土地所有論の枠組みも、ほぼ全容姿をあらわしてくる。そしてそれらは二つの基本的文献——『経済学批判要綱—1857—58年草稿』（以下『要綱』と略記）および『剰余価値学説史』（以下『学説史』と略記）——において示されている。そこで以下、『要綱』、『学説史』をこの順序でとりあげ、検討を加えることにする。

『要綱』では、いわゆる「プラン」の六篇構成（資本、土地所有、賃労働、国家、外国貿易、世界市場と恐慌）における前半体系「資本、土地所有、賃労働」について、そのような展開順序をとった根拠を展開した箇所があり——「資本と近代的土地所有——ウェイク・フィールド」（『要綱』第二分冊）——マルクスの土地所有論の輪郭を知る上で格好の見取り図となっている。以下本稿にできるだけひきつけるかたちで当該箇所の叙述からひろいあげてゆきたい。

まずその端緒範疇は資本である。資本は「諸価値の創造者」であり、ここから資本は「資本自体とも、資本固有の生産とも区別された価値として」資本が生産する「唯一の価値形態」たる地代を創造しなければならない。

「その本性からしても、また歴史的にも、資本は、近代的土地所有の創造者、地代の創造者である。だからまた資本の作用は、土地所有の古い形態の分解としても現れる。新しい土地所有は、古い形態にたいする資本の作用を通じて発生する。」（『要綱』第2分冊、197ページ）こうして土地所有はまず、資本によって創造された近代的土地所有として位置づけられる。これが「資本、土地所有、賃労働」における土地所有の第一の意味である。すでに『哲学の貧困』において示されていた「資本の生産条件に服」した土地所有、その規定が、ここにその位置を与えられていることはあらためていうまでもない。

では「土地所有から賃労働への移行はどのようにしておこなわれるか？」「賃労働は、その総体性においては土地所有にたいする資本の作用を通じて創造され次にこのことが形態としてひとたび仕上げられてしまうと土地所有者自身を通じて創造される。……そのさい土地所有者は……土地を清掃してその過剰な人間どもを除き、大地の子供らを彼らが生いそだってきた母親のふところからひきはなし、こうしてその本性上直接の生存源泉として現われる土地耕作さえも、……媒介された生存源泉に転化するのである。」（同上、198ページ）賃労働の創出過程に能動的に反作用するものとしての土地所有、それがここでの土地所有の第二の意味である。土地所

有は、資本の「能動的基礎」たる賃労働を創出することによって、資本（資本関係）そのものを創出する力として現われる。これは——『資本論』レベルでとらえなおせば——本源的蓄積における土地所有の権能である。そしてまたここには『経・哲手稿』で指摘された土地所有＝掠奪の所産という規定との類似、継承関係がみとめられる。「初期マルクス」における、直感的表象がとらえたものは、経済学研究を介して、ここにつながる一つの伏線をなしたとみることができる。

「賃労働を創造する土地所有」、ここから次のことが不可否的に導き出される。「すなわち社会の全範囲にわたって浸透し、そして土地にかわって社会存立の基盤となるものとしての、その古典的形態での賃労働は、近代的土地所有者によって、すなわち資本そのものによって作りだされた価値としての土地所有によって、はじめて作りだされる。」（同上、198－99ページ）資本関係の全社会的規模での形成と再生産の前提としての近代的土地所有、これがマルクスによって土地所有に与えられている第三の内容である。

ところで、これらの三点は、資本関係にとっての「肯定的側面」からみた土地所有の内容・意味である。「否定的には、資本は土地所有を措定し、そしてこれによって……あまねく農村での資本の支配を達成したのちには……土地所有の存在はそのものとしては、……ただ利潤の制限となるだけのものであって、生産にとって必然的なものではない。そこで資本は、私的所有としての土地所有を分解させて、国家に引き渡そうとつとめる。…資本が発展すれば賃労働もそれだけ発展し、その結果賃労働は一方では……土地所有を……ブルジョアがやるのと同じ形式で除去しようとするが、他方では、賃労働から解放されて自立した——直接的使用のための——生産者になるために、大土地所有の破碎を要求する。……この否定は、ただ資本の、したがってまた自分自身の隠蔽された否定である。」（同上、201ページ）資本にとって不要な、「ただ利潤の制限となるだけ」の土地所有、資本投下の制限としての、また、ますます増大する規模で地代を収取するも

のとしての土地所有、それがここでの第四の土地所有である。

こうして、ここに土地所有論の四つの構成契機がマルクスによって明示されている。しかしそれらは、近代社会を構成する三大階級の基礎をなす三つの経済範疇——「資本、土地所有、賃労働」の、相互依存的で相互否定的な全関連の内部で意味をもつものとして位置づけられている。

ところで、『要綱』執筆期(1857—58年)から、『学説史』(1862—63年)にいたるまでの時期には、経済学六篇構成におけるその端緒範疇、すなわち「資本」範疇の内的諸法則の探索が行われ、地代・土地所有については、「資本」分析の脈絡で、リカード地代論の検討がなされた。『学説史』第二巻にその研究成果がおさめられている。『哲学の貧困』では、マルクスはリカード地代論の枠内にとどまっていたことはすでに述べた。『学説史』では、そのリカード地代論自体の検討に多くの精力がさかれている。その主たる内容はリカード地代論における誤りの発見——土地経営の拡大、それはつねに最劣等地に向かってなされるという理論および、農産物価格と地代は互いに比例的關係を保って変動するという理論、この二つの理論批判——および、マルクス差額地代論の展開である。また、リカードおよびロードベルトゥスへの両面批判を通じてのマルクス絶対地代論の構築である。そして、差額地代と絶対地代の構築は、いや応なしに、資本主義的地代が前提する土地所有の規定性についての考察を含まざるをえなかったのである。

マルクスは、『学説史』第11章 リカードの地代論において、アンダソンとリカードによる差額地代論展開の歴史的条件にふれて、「この二人は、ともにヨーロッパ大陸では非常に奇妙だと思われる次のような見解から出発している。すなわち、一、土地への任意の資本投下を拘束するものとしての土地所有は存在しないという見解。二、優等地から劣等地へ進むという見解……。三、資本は、すなわち農業で充用されるための適当な資本量は、つねに存在するという見解。」(『学説史』2, 311ページ)そして、一、資本投下の制限としての土地所有は存在しないこと、についてはイギ

リスにおける本源的蓄積過程の徹底性を挙げて、「すべての生産条件が、伝統的にあるがままに受け取られないで、資本の最も有利な投下のための事情のもとでそれらがとらなければならないような形に歴史的につくりかえら」(312ページ)れたことを指摘し、「だから、そのかぎりでは、どんな土地所有も存在しないわけである。それは資本—農業者—に自由に耕作させる。というのは、それにとっては、ただ貨幣収入だけが問題だからである」(312ページ)とのべている。

また、三、農業経営資本が存在するという前提、について、「資本が産業部門から産業部門へとたえず移動しているという前提、このリカードにおける根本前提の意味するものは、発展した資本主義的生産の支配という前提以外のなにものでもない。この支配がまだ確立していないところには、この前提は存在しない」(314ページ)としている。ここには、さきの『要綱』における土地所有論の第一の土地所有、すなわち、資本によって創造されたものとしての近代的土地所有の内容が、地代論の側から一步具体的に規定されている。差額地代論が前提するのは、このようなものとしての土地所有である。もちろん差額地代論でも超過利潤を地代に転化し、收取する権能としての土地所有が問題となるやいなや、さきの第一ではなく、むしろ第四の土地所有の領域へとふみこむことになる。そしてこの意味での土地所有は、絶対地代論にあっては、絶対的なものとして現われてくる。

マルクスは、第八章 ロードベルトゥス氏 余論 新しい地代論 において、リカードが「借地農業者の資本が他のあらゆる資本と同じようにただ利潤だけを支払うというある点を仮定している」ことを挙げて、「虚構された歴史的形態」(26ページ)と批判し、「絶対地代の存在にとって必要な条件としての土地の私的所有」を論じて、土地「所有者たちは次のように言うであろう」と書いている。「あなたが労働条件—資本・対象化された労働—を所有していることが、労働者から不払い労働を取得することを、あなたに可能にさせるように、私が他の生産条件すなわち土地などを所有していることが、あなたおよび資本家階級全体から、あなたの平均利

潤を越えて余分な不払い労働部分を、奪い取ることに私に可能にさせるのです。」(37-38ページ) こうして、マルクスの地代論は、一定の土地所有論を不可否的に含んでいたこと、しかもそれらは、『要綱』における土地所有論の、第一、第四の土地所有の、地代論的内容づけとしての意味をもって、それに包摂される位置を占めていたことが明らかになる。前章でふれた田中菊次の問題提起にたいする疑問が、いっそう強まるのは、この点においてである。

(四) 第三期 (1867-83年)

この期は、『資本論』第一巻が出版されたのち、第二、第三巻の出版準備がなされた時期である。土地所有論は、新しい分野に研究領域がひろげられる。周知のように、第二巻が出版されたのは1885年(マルクス没後3年)、第三巻は1894年、いずれもエンゲルスの編集によってである。

ところが、本来マルクスは、第一巻を出版した1867年の末までには続巻を出す予定であった。「私は夏の間第二巻を、そして冬には結びの第三巻を、印刷できるように仕上げなければなりません。」(1867年5月1日、マルクスからピューナーへの手紙、前出『書簡集』2、33ページ) この間の遅れは、マルクス没年(1883年)までではかれは、ほぼ20年にも及ぶものであるが、遅れた事情と、マルクス土地所有論の新しい分野の開拓とは密接な関係がある。

マルクスは、その間の事情を、たびたび手紙に記しているが、なかでも重要なのは、69年に、ロシアの経済学者ダニエルゾーンより、N・フレロフスキー『ロシアにおける労働者階級の状態』を送られ、ロシアの農業を研究する必要を知ったこと、およびアメリカ、アイルランドの農業統計を新しく調べだしたことである。「マイスナーが第二巻(現行、第二、第三巻にあたる——引用者)を催促していることについて言えば、僕は冬のあいだずっと病気のために中断していたが、ただそれだけではない。僕はロシア語を勉強する必要を感じた。というのは農村問題の論究では、ロシアの

土地所有関係を原資料で研究することがさげられなくなったからだ。そのうゑアイルランドの農村問題をきっかけにして、イングランド政府がすべての地方の農村事情について、たくさんの議会報告書をだした。」(1870年6月27日、マルクスからクーゲルマンへの手紙、同上238ページ) これらの研究と『資本論』との関係については次のようなダニエルソンへの報告がみられる。「『資本論』の第二巻(現行、第三巻——引用者)では、土地所有に関する篇のなかで、ロシアの形態を非常に詳しく取り扱うつもりです。」(1872年12月12日、マルクスからダニエルソンへの手紙、同上、267ページ) この期のマルクスの土地所有論については、見られる通り、ただ断片的資料が与えられているにすぎない。しかしその限界を十分意識した上でも、マルクスは、農業・土地経営の部面に、資本の支配がいまだ確立していない諸国の土地所有、とりわけその実態把握に研究が集中していたことが窺われるであろう。

前資本主義的土地所有諸形態の研究は、すでに、たとえば『要綱』では、資本主義的生産に先行する諸形態、としておさめられておりまた『資本論』では、第三巻第47章 資本主義的地代の生成 として考察されている。そしてこれらは——ごく大雑把に示すにすぎないが——直接生産者と土地との結合の諸形態を追究しているのであり、このことは、資本主義が土地と直接生産者の分離を前提していることを想起すれば、資本にとっては、改造すべき対象と見なされる分野である。

その意味では、『要綱』『資本論』を前提として、すすめられたこの期の土地所有研究は、資本による改造の対象としての土地所有論であり、『要綱』における四つの契機に加えるに第五の契機とみなされるべきものである。

第三章 『資本論』における土地所有論

(一) はじめに

マルクスによって言及されていた、土地所有の五つの契機、それを一方

で念頭におきつつ『資本論』——とりわけ第一巻第25章 近代植民論 および第三巻第六篇 地代論をとりあげ、土地所有の規定性の意味・内容をさぐりだすこと、それが本章の課題である。

ところで、『資本論』は、その主たる分析の対象を「資本」におき、「土地所有」については、資本分析に随伴、服属する形においてのみとりあげられている。事実、土地所有＝資本主義的農業土地所有に関し『資本論』ではたびたび「限界規定」をあたえている。

本題に入るに先立ちこれら「限界規定」を簡単にふりかえっておきたい。

(1) 土地所有＝資本主義的農業土地経営について、その発展段階と近代的土地所有の形成過程との関係が、一つの研究領域をなすとすれば、『資本論』第一巻第六篇 相対的剰余価値の生産 において、工業を対象とし、単純協業、マニュファクチュア、機械制大工業と生産構造の発展段階を考察した手法が、農業・土地経営においても貫かれねばならないであろう。しかし『資本論』では、第一巻第13章 機械と大工業 第10節 大工業で以下のように述べるにとどめている。「大工業が、農業とその生産当事者たちの社会的諸関係とにひきおこす革命は、もっとあとでなければ、述べられないことである。」(大月書店、国民文庫、3、463ページ)

(2) 地代論においては以下——地代には、土地に投下、蓄積された資本、土地資本の利子としての地代がふくまれており、資本主義的農業土地経営が進展するとともに、土地所有者がますます増大する地代を取得するその一源泉となっている。これは前章における土地所有の五つの契機のうち第四の契機(資本投下の制限としての、また増大する規模で地代を収取するものとしての土地所有)にかかわるものである。しかし、『資本論』第三巻第六篇においては、差額、絶対の両地代、つまり超過利潤の転化形態としその実体が純粹に析出される地代に考察は限定されており、土地資本およびその利子としての地代に関しては除外規定があたえられている。「資本は、土地に固定されることができ、土地に合体させることができる。……このように、土地と合体された資本を、私は別のところで、土地資本と呼んだこと

がある。それは、固定資本の範疇に属する。……このように生産手段としての土地に加えられる改良にたいする利子は、借地農業者が土地所有者に支払う借地料の一部をなしていることもありうるが、……本来の地代を構成するものではない。土地所有を体系的に論究することは、われわれの計画の範囲外のことであるが、そのような論究をすれば、土地所有者の収入のこの部分について詳しくのべなければならないであろう。」(同上, 8, 16-17ページ) (3) また、資本による改造の対象としての土地所有、すなわち前近代的土地所有の諸形態についても同様に除外規定を与えている。「ロシアでは土地所有の形態も農耕生活者の搾取の形態も多様だったので、地代に関する篇では、第一部の工業賃労働のところではイギリスが演じたのと同じ役割をロシアが演ずるはずだったのである。残念なことに彼にとってはこの計画はついに実現されなかったのである。」(同上, 6, 26ページ, エンゲルスによる注解)あるいはまた、「土地所有をそのさまざまな歴史的形態で分析することは、この著作の限界の外にある」(同上, 8, 9ページ)としている。このような注意深くおかれている限界を意識したうえで、本題に入ろう。

(二) 資本主義の前提としての土地所有——自己労働にもとづく所有の廃止と近代的土地所有——

『資本論』第一巻 資本の生産過程 は、一方における資本家、他方における賃労働者が社会的に存在し、かつこの両者に階級関係、生産関係が純化し、相互に補完・対抗的な関係にたつこと、そこに資本制生産の最も基本的な特質をみている。そして、第一巻第4章 貨幣の資本への転化において、この賃労働につき、「労働力を自由に処分することが出来る」が、しかしそれは「自分の労働の対象化されている商品売る」ことが、もはや不可能となったことの帰結であり、「ただ、自分の生きている肉体のうちだけに存在する労働力そのものを、商品として売りださなければならない」ことを意味するにすぎない、としている。

ところで、『要綱』の分析においては、いわゆる原始的蓄積期における土地所有にかかわるものとして、直接生産者と土地との結合を切断することにより、賃労働を創出するという近代的土地所有の一契機・土地所有の権能が示されていた。したがって、貨幣の資本への転化 章で直接に明示されてはいないが、マルクスはこのような土地所有を念頭におきつつ賃労働にたいする規定を行っている。土地所有のこの側面に目をむけると、改めて注目されるのが、第一巻第25章 近代植民論 である。そこでは次のように言っている。植民地においては「資本」はたびたび移植されたが、資本・賃労働関係の定置には成功しなかった。その原因は、植民地において広大な展開をみせ、かつ、誰の所有地にもなりうる土地、すなわち未所有地の存在である。植民地へ「賃労働者」が移動しても、彼等は未所有地を目前にして直ちに土地所有者に転化し、よって、資本・賃労働関係の再生産は不可能となる。資本主義国では、土地との直接的結合のもとにあった生産者が近代的土地所有を媒介にして賃労働者に転化されるとすれば、植民地では——それとは逆に——「賃労働者」が未所有地の存在を媒介として土地を所有する生産者に転化するのである。資本主義は、その不可欠の前提として、生産手段と生産者との結合を、両者の融合状態を過去のものとし、その「墳墓」の上ではじめて成立するのである。「経済学は、非常に違う種類の私有を原理的に混同している。その一方は、生産者自身の労働にもとづくものであり、他方は、他人の労働の搾取にもとづくものである。後者は、単に前者の正反対であるだけでなく、ただ前者の墳墓の上でのみ成長するものだということを、経済学は忘れていたのである。」(同上、3、440ページ)

「資本」を主課題として分析をくわえているこの章では、近代的土地所有についての言及はみられない。しかし、マルクスは、近代的土地所有を資本・賃労働関係の前提—基礎とみ、それとの関係で近代植民論を考察している。この点は、『要綱』の次の文言が明瞭に示している。「賃労働がなければ、彼の資本は資本であることをやめること、またこの賃労働の前

提の一つが、ただ土地所有一般ではなくて、近代的土地所有であること、すなわち、資本化された地代として高価なものであり、またそうしたもののとして、個人による土地の直接的利用を排除する土地所有であること、これである。ここからウェークフィールドの植民地理論が生まれ、この理論をイギリス政府はオーストラリアで実践したのである。ここでは土地所有は、人為的に高価にされているが、それは、労働者を賃労働者に転化し、資本を資本として作用させ、こうして新しい植民地を生産的なものにするためであり、……そこで富を発展させるためである。ウェークフィールドの理論は、近代的土地所有を正しく理解するのにかぎりなく重要である。」

（『要綱』，2，200ページ）資本主義における土地所有の一契機は、直接生産者を土地から駆逐し、単なる遊離労働力とすること、「個人による土地の直接的利用を排除する」権能をもつことである。資本はそのような土地所有の権能を前提としてはじめて資本の運動に不可欠な「賃労働」を眼前にみ、協業、分業とマニユファクチュア、機械と大工業という絶対的および相対的剰余価値の生産が可能となるのである。

（三）資本主義的農業経営と土地所有

地代理論における土地所有の規定性については、すでに第一章で「地代論論争」に依拠し、第二章では主として『要綱』、『学説史』により考察を行ってきた。したがってここでは、『資本論』地代篇——差額地代第一、第二形態、絶対地代——が示唆しているところにつき、ごく簡単にその跡をふりかえるにとどめたい。

まず差額地代（第一形態）を対象とする。——差額地代は以下のような二面性をもっている。それは一面では、資本間競争において相対的に優良な生産条件をもつ資本が取得する超過利潤を基礎としており、その限りでは「資本一般」の枠内にある。しかし、他面では農業、土地経営という限定された部門での生産諸条件に規定された超過利潤であり、おのずから「資本一般」にはとどまりえない特徴をもっている。「（農業土地経営における

超過利潤は——引用者) ある自然力の利用と結びついた、労働のより大きい自然発生的な生産力から生ずる。……(そしてこの自然力は——引用者) ただ土地の特殊な部分とその付属物とを自由に利用できる人々だけに利用できる独占されうる自然力である。」(同前, 8, 59—60ページ) 農業土地経営において、工業と同じく価値、生産価格法則が作用している下で、「独占されうる自然力」である土地を占有し、よって他資本に比し相対的にすぐれた自然的生産力を充用する資本が取得する超過利潤、それが差額地代の実体である。この超過利潤は、当然のことながら、土地所有、地代収取の権能を行使する土地所有の存在を前提にして、はじめて差額地代に転化する。「いま、落流が、その属する土地とともに、地球のこの部分の所有者すなわち土地所有者とみなされる主体の手にあるものと考えてみれば、……超過利潤は地代に転化する。」(同上, 8, 61ページ)

このような差額地代論における土地所有の契機は以下である。超過利潤の地代への転化には土地所有を不可欠の前提としており、土地所有は地代を取得するものという規定性をもってあらわれた。ところが地代の実体をなす超過利潤それ自体は、資本による限られた自然力の占有、独占によって生じるものであり、土地所有は一見存在しないように見える。しかし、この土地所有が存在しないという外観にこそ、資本主義における土地所有の一契機、すなわち資本による土地経営を許容するという土地所有の規定性が明瞭にあらわれている。差額地代論における土地所有は、第一に、資本による土地の占有、独占を許容する近代的土地所有として、第二に、資本から地代を収取する権能と規定される。続いて、差額地代第二形態をみよう。第二形態は、第一の形態が、同時に相並んで、土地経営を行う諸資本の運動によって生じるのに対して、時間的経過を導入し、同じ土地に逐次的に資本投下が行われた結果でありその点で第一形態と区別される。しかし超過利潤についてはその根拠を同じくする。

したがって、先に述べた土地所有の、差額地代における第一、第二の規定性については第二形態においてもそのまま妥当する。なお、資本による

土地経営が、期限つき借地契約および一定期間ごとの地代支払により行われることを想起すれば、同一の土地における資本経営および資本投下は、借地期間中生じる超過利潤の資本による取得（地代への転化の阻止）、逆に土地所有の側での、資本に対する土地経営の許諾権を武器とした「より高価な地代」の要請など、総じて、第一形態ではみられなかった土地所有と資本の角逐関係が入ってこざるをえない。土地所有についても、資本に対してますます増大する地代の要請を行うという契機が、本来ならここであらわれるはずである。しかし、『資本論』では、「差額地代第二の場合の超過利潤の地代への転化が行なわれるための条件はまだ問題にしないことにしよう。」（同上、8、112ページ）として限界規定をあたえるのみである。したがって、土地所有のあからさまな所有権にもとづく資本に対する地代要請、土地所有と資本の角逐については『資本論』差額地代第二形態では十分な展開をみていない。

最後に差額地代と並び、資本主義の「正常な」地代、絶対地代をみよう。絶対地代は、自らを価値、生産価格法則の枠内に位置づけることが要請された。そのようなものとしての絶対地代は、資本主義のもとでは農工間不均等発展法則により、農業が工業にたちおくれること、故に農業生産物商品において価値が生産価格より上位に設定されることにより、価値実体をもつものとして立証された。ここでは土地所有は、純粹に、資本の土地経営に対する制限要因とみなされ、また、その地代收取の権能は商品価格をおしあげる「創造的原因」ととられている。「もし最劣等地Aが、……この生産価格をこえる超過分すなわち地代を生むまでは耕作されることができないとすれば、土地所有はこの価格上昇の創造的原因である。土地所有そのものが地代を生んだのである。」（同上、8、235ページ）以上、必ずしも詳しい展開を経ているわけではないが、『資本論』地代篇で、土地所有は、第一に、資本による土地経営を許容する近代的土地所有として、第二に、超過利潤の地代への転化を媒介する土地所有として、第三に、土地所有の権能によりつつ、資本に対抗し、ますます増大する地代を取得する土地所

有として規定されていたことが分かるであろう。その意味では、『要綱』「資本と近代的土地所有——ウェークフィールド」と『資本論』地代篇との「土地所有」というチャンネルを通じての一定の継承関係が窺われる。

おわりに

資本主義における土地所有につき、以上、マルクスの原典を虚心に辿ることにより、ささやかな検討をこころみてきた、拙さを多く残したままの「一草稿」にすぎないものであるが、ただ明らかになったことは、マルクス土地所有論の枠組みは、すでに『要綱』段階において、「資本と近代的土地所有——ウェークフィールド」および「資本制生産に先行する諸形態」、主要にはこれらに内在し、導出された五つの契機として、与えられていたのではないか、ということである。もしそれが事実だとすれば、この五つの契機は、全体としてマルクス土地所有論の枠組みをなしている。その点に照らせば、第一章で辿った各論者の論考は、いずれも、五つの契機の一つのみを占めるものとなり、一章末尾に記した示唆の意味も明らかとなるであろう。第三章は、いまだ不十分なところを残してはいるが、この視角から『資本論』を見直したそのささやかな記録である。